

大和市告示第216号

大和市自転車等の放置防止に関する条例（昭和59年大和市条例第11号）第11条第2項及び第4項並びに第18条第2項の規定に基づき、次のとおり自転車等を移動した。

平成27年11月25日

大和市長 大 木 哲

1 自転車等を移動した日等

| 自転車等を移動した日          | 移動した自転車等の台数 |         | 自転車等が放置されていた場所   | 自転車等の保管場所     |
|---------------------|-------------|---------|--|---------------|
|                     | 自 転 車       | 原動機付自転車 |  |               |
| 平成27年10月1日から同月31日まで | 1台          | 0台      | つきみ野駅周辺自転車等放置禁止区域  | 大和市鶴間一丁目21番4号 |
| 同                   | 38          | 1       | 中央林間駅周辺自転車等放置禁止区域  | 同             |
| 同                   | 36          | 0       | 南林間駅周辺自転車等放置禁止区域   | 同             |
| 同                   | 30          | 0       | 鶴間駅周辺自転車等放置禁止区域  | 同             |
| 同                   | 64          | 0       | 大和駅周辺自転車等放置禁止区域  | 同             |
| 同                   | 4           | 0       | 桜ヶ丘駅周辺自転車等放置禁止区域   | 同             |
| 同                   | 8           | 0       | 高座渋谷駅周辺自転車等放置禁止区域  | 同             |
| 同                   | 4           | 0       | 相模大塚駅周辺自転車等放置禁止区域  | 同             |
| 同                   | 47          | 0       | 大和市下鶴間、中央林間一丁目及び四丁目、南林間六丁目、林間二丁目、鶴間一丁目、西鶴間二丁目、深見、柳橋五丁目、福田、福田二丁目及び七丁目、上和田、代官二丁目、渋谷一丁目並びに下和田地内の公共の場所 | 同             |
| 同                   | 3           | 0       | 大和駅プロムナード自転車駐車場  | 同             |

2 自転車等の保管期間

自転車等を移動した日の翌日から起算して60日間

3 自転車等の引取方法

(1) 引 取 場 所

大和市鶴間一丁目 2 1 番 4 号

(2) 引 取 日 時

次に掲げる日を除く日の午後 1 時から午後 4 時まで

ア 月曜日

イ 国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日

ウ 1 2 月 2 9 日から翌年の 1 月 3 日までの日（ア及びイに掲げる日を除く。）

(3) 移動及び保管に要した費用

自 転 車 1 台につき 2, 0 0 0 円

原動機付自転車 1 台につき 4, 0 0 0 円

(4) 持参するもの

住所及び氏名が確認できるもの並びに自転車等の鍵

4 自転車等の引取りのない場合の措置

保管期間が経過した自転車等は、処分する。

5 連絡先

大和市都市施設部道路安全対策課